

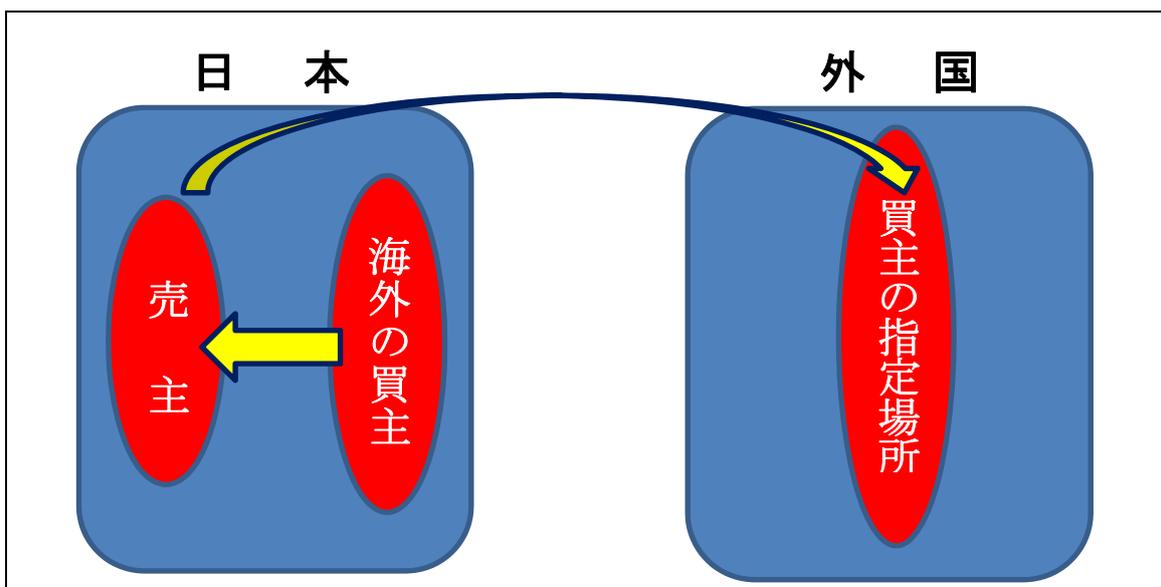
JapaNaviによる海外向けネット展示はC2C？

JapaNaviの説明では、自社のサイトはC2Cだと称していますが、なぜ、B2Cとしてとらえないのか？その理由がはっきりしません。

C2Cと考えようとB2Cと考えようと、JapaNaviによる海外向けネット展示に基づくShopの海外消費者への販売行為は、輸出免税に当たるため、消費税や酒税等は免税されます。

なお、消費税の輸出免税について、次の場合も免税になります：

日本の売主の所へ、海外の買主が買いに来てある商品を購入した場合、その買主の海外の指定場所に、その商品を送るよう依頼され、それを輸出した場合、輸出免税となる。



消費税法第七条(輸出免税等)第1項一号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」